

益城町「平成28年熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、益城町「平成28年熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会設置要項（益城町告示第79号。以下「設置要項」という。）第10条の規定に基づき、益城町「平成28年熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会（以下「委員会」という。）及び設置要項第7条に規定する専門部会の運営に関し、必要な事項を定める。

（会議）

第2条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開等）

第3条 委員会の会議及び会議録は、原則公開するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 前項により会議及び会議録を公開するときは、益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準に基づくものとする。

（専門部会の設置等）

第4条 設置要項第7条の規定に基づく専門部会（以下「専門部会」という。）について、次のとおり設置する。

- (1) 防災教育専門部会
- (2) 震災遺構の保存・活用専門部会
- (3) 震災記念公園専門部会

2 専門部会は、必要に応じて相互の連携を図るものとする。

（専門部会の組織）

第5条 専門部会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 委員会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町職員
- (5) その他委員長が必要と認める者

(部会長の指名)

第6条 委員長は専門部会ごとに部会長を指名する。

(専門部会の活動及び報告)

第7条 専門部会は、委員会の求めに応じて、専門事項の調査研究等を行う。

2 専門部会は、活動内容について、随時、委員会に報告する。

附則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。